

健康危機管理体制の充実

- 1 健康危機管理体制の充実
- 2 食品の安全確保
- 3 医薬品等の安全確保
- 4 生活環境衛生対策の推進
- 5 アレルギー対策の推進
- 6 感染症の予防と対応
- 7 災害対策・救急医療の充実
- 8 医療安全対策の推進

第2章 健康危機管理体制の充実

1 健康危機管理体制の充実

現 状

1 健康危機管理体制

- 健康危機とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態をいいます。
- 南多摩保健医療圏ではこれらの健康危機に対し、未然防止策、発生時対策及び拡大防止策等を協議するとともに、関係機関の連携を図るため、平成 16 年 9 月に「南多摩健康危機管理対策協議会」を設置しました。
- 南多摩健康危機管理対策協議会では、平成 17 年 4 月、健康危機発生時^{*1}において、権限と責任の異なる関係機関が連携して、住民や地域の健康被害を最小限に食い止めることを目的とし、「南多摩健康危機管理計画」を策定しました。（平成 18 年 12 月一部改正）

2 新型インフルエンザ等対策

- 健康危機の中でも、強い毒性を持った新型インフルエンザについては、世界的大流行によって大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。
- 平成 25 年 4 月、「新型インフルエンザ等^{*2}対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の施行により、新型インフルエンザ等への対策の強化が図られ、平成 28 年 8 月には、東京都の「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」（以下「都ガイドライン」という。）が改定されました。
- 新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が病原体に対する免疫を獲得していないことから、健康被害を最小限にとどめるために、地域における限られた医療資源（医療従事者・病床等）を効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要があります。
- 特措法で定められた発生時における特定接種（登録事業者の従業員等に対する先行的予防接種）については、平成 28 年 10 月より医療分野等に係る特定接種管理システム（厚生労働省）が稼働し、そのシステムへの登録に当たっては、保健所が第一次審査を行うこととなりました。
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国は、全り患者（被害想定において全人口の 25%が罹患すると想定）の治療、予防投与や季節性インフルエンザ

が同時に流行した場合に使用する量として、4,500万人分を目標に、国と都道府県で備蓄するとしています^{*3}。都は、この国の備蓄方針に加え、都の特性を考慮し、都民の30%が罹患すると想定した量を目標として、計画的かつ安定的に備蓄します^{*4}。

- 南多摩保健医療圏においては、平成29年3月、特措法や都ガイドラインとの整合を図るとともに、圏域において実施した医療資源・医療連携体制調査結果及び南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会等での協議内容を踏まえ、「南多摩保健医療圏感染症地域医療確保計画」（以下「確保計画」という。）を改定しました。
- 都保健所においては、毎年防護服着脱訓練を実施しており、さらに、平成29年11月には、確保計画の実効性を高めるために、圏域の医療機関と連携した新型インフルエンザ対応実動訓練を実施しました。

課 題

- 健康危機発生時における関係機関との連携
- 新型インフルエンザ等対策の充実

今後の取組

1 健康危機に係る関係機関との連携体制の強化

- (1) 保健所は、健康危機発生時において、速やかに連携体制が図れるよう、平常時から関係機関と連絡体制を共有します。

2 新型インフルエンザ等感染症医療体制等の充実

- (1) 保健所は、南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会の開催や医療機関等との対応訓練の実施等、平常時からの連携に努め、確保計画の実効性を高めていきます。
- (2) 保健所は、平常時より個人防護具（PPE）の着脱訓練や必要な医療資器材の備蓄を行います。
- (3) 市は、医師会等との連携のもと、住民接種体制の構築に向けた検討や市民への普及啓発に努めていきます。

重点プラン

新型インフルエンザ等感染症医療体制等の充実

【指標】 新型インフルエンザ等感染症への対応力 ⇒ 強化する

-
- ※1 致死率又は感染率が高い重篤な感染症の発生、大規模な集団食中毒の発生、毒劇物の混入による集団健康被害の発生、化学剤・生物剤による集団健康被害の発生、その他原因不明の健康被害の拡大又は人的被害が生じる恐れのある事例のうち、個別マニュアルが整備されている場合を除く。
 - ※2 新型インフルエンザ等：特措法では、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザのほか新感染症をいう。
 - ※3 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日一部改定）
 - ※4 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成30年7月一部変更）

新型インフルエンザ等発生時に備えた平時からの取組

<関係機関との連携・住民への普及啓発>

日野市、多摩市及び稲城市は、2014年（平成26年）11月に「新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内3市連携・協力に関する基本協定」を締結し、3市が連携・協力して新型インフルエンザ等対策に取り組んでいます。



2016年（平成28年）度は、協定に基づき、3市合同で、各市のキャラクターを用いた新型インフルエンザ感染予防啓発ポスターを作成し、各市内の医療機関や公共施設に配布しました。

主な連携・協力の内容

- 新型インフルエンザ等に関する関係機関及び住民への情報提供に関すること
- 住民に対する予防接種の実施、その他の新型インフルエンザ等の感染拡大防止に関すること
- 生活環境の保全、その他の住民生活及び地域経済の安定に関すること
- 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関すること

<南多摩保健医療圏 新型インフルエンザ対応訓練>

南多摩保健所は、2017年（平成29年）11月に、東京都保健医療公社多摩南部地域病院と連携し、新型インフルエンザ対応の実動訓練を実施するとともに、感染症指定医療機関である東京医科大学八王子医療センターなどの関係機関との情報伝達訓練を行いました。

新型インフルエンザが発生した際、各保健所や関係機関が迅速・的確な対応ができるよう、このような取組を通じて、平時より対応能力及び連携体制の強化を図っていきます。

【訓練の様子】



医療機関での診察



保健所による聞き取り調査



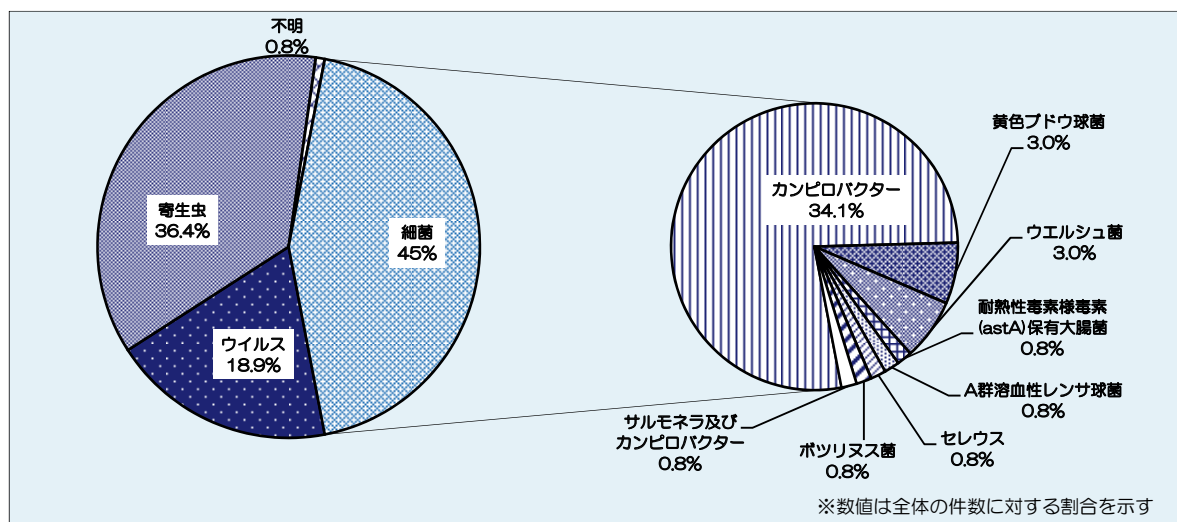
感染症指定医療機関への移送

2 食品の安全確保

現 状

- 東京都における平成 29 年の食中毒事件は 132 件（患者数 2,628 名）で、病因物質別では、鳥刺しなど生又は加熱不良の鶏肉を摂食したことを原因とするカンピロバクターによるものとアニサキスの除去不良を原因とするものが最も多く、次いでノロウイルスによるものとなっています。平成 23 年以降、ノロウイルス・カンピロバクター・アニサキスが病因物質別食中毒発生件数の上位 3 位を占める傾向が続いています。

【平成 29 年東京都食中毒発生状況「病因物質別食中毒発生件数」】



出典：東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」

- 都内では、平成 28 年 4 月にイベントで供された加熱の不十分な鶏肉を使用した「すし」を原因とするカンピロバクター食中毒で 600 人を超える患者が発生し、平成 29 年 2 月には学校給食で供されたきざみのりを原因とするノロウイルス食中毒で 1,000 名を超える患者が発生するなど大規模な食中毒事件が発生しています。また、平成 28 年 9 月の高齢者福祉施設でのきゅうりのあえものを原因とする腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒では 5 名の方が亡くなっています。さらに、さばなどに寄生するアニサキスを原因とする食中毒が全国的に増加しており、都内では、近年、ひらめなどの筋肉に寄生するクドアセプトンククタータによる食中毒事件も発生しています。
- 都は食品安全条例第 7 条に基づき、食品の安全確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画を定めています。さらに、食品衛生法に基づき、八王子市、町田市及び東京都は、毎年、食品衛生監視指導計画を策定しています。

- 食品衛生の安全確保については、食品関係事業者の自主管理が不可欠であり、保健所は、食品関係事業者を対象に講習会や監視指導を実施し、その向上を図っています。都は、平成15年に東京都食品衛生自主管理認証制度を創設し、認証施設の拡大に努めています。また、平成30年6月、食品衛生法改正により、HACCP^{*1}に沿った衛生管理が制度化され、今後、食品関係事業者には更なる自主管理の向上が求められます。
- 平成27年4月から食品表示法が施行され、平成32年（2020年）4月から本施行となります。表示方法が大きく変わるため、食品関係事業者への十分な普及啓発が必要であり、本施行後は、監視指導を行う必要があります。

課 題

- 大規模食中毒や重症化する食中毒発生の予防
- 食品の安全に関する住民や食品関係事業者への普及啓発
- 食品関係事業者の自主管理の向上

今後の取組

1 東京都食品安全推進計画に基づく、総合的な食品安全行政の推進

保健所は、食品安全条例に基づき策定した「東京都食品安全推進計画」を圏域内において実現するため、生産から消費に至る各段階で関係各市、団体と連携協力を行うとともに、食品衛生監視指導計画に基づき、食品表示の監視指導・高齢者福祉施設の監視指導を含む各事業を着実に実施します。

2 食品安全に関する普及啓発の充実

保健所は、食品関係事業者が安全な食品を供給するとともに、住民が正しい情報に基づいて商品を選択し、衛生的な方法で保存・調理等ができるようにホームページ等で食品安全に関する情報提供や普及啓発を行います。

3 事業者の自主衛生管理の取組の促進

保健所は、講習会などを通じて、食品関係事業者に対し東京都の自主管理認証制度やHACCPの制度化について情報提供を行います。

また、HACCPの導入に向けて、事業者への技術的支援を行います。

重点プラン

事業者の自主衛生管理の取組の促進

【指標】 食品関係事業者への HACCP の普及 ⇒ 充実する

※1 HACCP：食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法

3 医薬品等の安全確保

現 状

- 平成 26 年 6 月の薬事法改正により市販医薬品のカテゴリー見直しが行われ、要指導医薬品という分類ができました。医薬品のリスク評価は適宜見直されており、カテゴリーが変更される医薬品もありますが、制度が複雑であり一般消費者に十分認知されていません。

市販医薬品分類		対応する専門家	販売者からお客様への説明	お客様からの相談への対応	インターネット、郵便等での販売
要指導医薬品		薬剤師	対面で書面等での情報提供（義務）	義務	不可
一般用 医薬品	第 1 類医薬品		書面等での情報提供（義務）		可
	第 2 類医薬品	薬剤師又は登録販売者	努力義務		
	第 3 類医薬品	法律上の規定なし			

- 近年、患者のもとで処方薬から偽医薬品が発見されたことにより、医薬品の流通管理と流通過程における適正な医薬品品質管理が重要視されています。

また、医薬品卸売販売業者に対して医薬品の流通・品質管理の基準「GDP: Good Distribution Practice」を法制化する動きがあります。

- 平成 28 年 4 月から、患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握して薬学的指導にあたる「かかりつけ薬剤師・薬局」制度がスタートしましたが、未だ、門前薬局の利便性を重視する傾向や利用薬局ごとにお薬手帳を使い分けている実態もあり、正しい理解へつながっていません。

- また、平成 28 年 10 月の改正法施行により、「健康サポート薬局」（かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局）の届出が開始されました。

平成 29 年 12 月時点の南多摩保健医療圏における届出数は、日野市 1 件、多摩市 4 件、稲城市 1 件、八王子市 1 件、町田市 1 件となっています。

「健康サポート薬局」を標榜するためには様々な要件があるため、全都的に届出件数が少なく、消費者にも業務内容や役割が十分に認知されていないのが現状です。

- 平成 25 年頃から急増した危険ドラッグは、市中実在店舗の撲滅運動・密輸入阻止及び成分の包括指定が功を奏し、平成 27 年には都内実店舗数はゼロとなりました。

しかし、販売形態がインターネットを利用した宅配等に移行し潜在化しています。

- 薬物乱用の導入的位置付けになっていた危険ドラッグは入手困難となり減少しましたが、代わって大麻等へ移行しました。海外の一部地域では大麻は合法であり、医療用として使用されているため、「体に良いもの」「健康を害さないもの」と誤認されています。
- また、近年は大麻と併せて有機溶剤、処方薬、一般薬など身近なものの乱用・依存が増加しており、更には、違法薬物ではなく、サプリメントや機能性食品、健康食品のような特定成分を配合した食品をスマートドラッグと称して使用し、依存が発生するケースも見られます。

薬物乱用者の検挙数のトップは依然として覚せい剤であり、再犯率が非常に高い状態です。

課 題

- 正規流通過程における品質劣化防止対策と適正在庫管理の推進
- 不正製品の流通防止
- 化粧品、医薬部外品と健康食品、特定保健用食品、機能性食品等の消費者啓発
- かかりつけ薬剤師・薬局及び健康サポート薬局制度導入の支援
- かかりつけ薬剤師・薬局及び健康サポート薬局に対する消費者の認知度向上
- 小中学生の薬物乱用防止教育の推進
- 高校生大学生及び20代、30代の社会人若年層等への薬物乱用防止啓発の充実

今後の取組

1 偽医薬品、不正流通医薬品の防止の徹底及び医薬品品質管理の強化

保健所は、医薬品取扱事業者（薬局・店舗販売業・卸売販売業）への指導を強化し、偽物・不正流通品の混入を防ぎます。

また、医薬品取扱事業者店舗への個別実地調査や薬事講習会等による指導及び情報提供により、業務手順書の作成改訂及びその運用遵守の徹底を図り、店舗内での医薬品品質管理を強化します。

さらに、医薬品卸売販売業者には、GDPの法制化に合わせ、医薬品の適正流通管理の基準の周知を図ります。

2 市販医薬品や医薬部外品、化粧品に関する消費者への情報提供・普及啓発

保健所は、ホームページや広報誌、懸垂幕、地域住民向け講習会やイベント等を利用して、市販医薬品の分類や医薬部外品、化粧品の保存方法、表示の見方などについて情報提供を行います。

3 健康サポート薬局推進のためのかかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発

保健所は、これから導入を考えている薬局に対し、参考情報を提供し、個別に相談対応を行うなど積極的な支援を行います。同時に、消費者に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局と健康サポート薬局の役割、利用の仕方などをホームページ等様々な媒体を利用して情報提供を行い、利用を呼びかけます。

4 薬物乱用防止教育と普及啓発活動を推進

保健所は、各市及び学校薬剤師と協力し、小中学校での薬物乱用防止教室の実施支援、教育資材の提供・貸出を継続するとともに、各市及び薬物乱用防止推進協議会等薬物乱用防止関係者と定期的に啓発手法や効果等に関する情報交換を行い、活発な啓発活動を推進します。あわせて、若年層（高校生、大学生、一般成人）向けの啓発も積極的に行っていきます。

重点プラン

健康サポート薬局推進のためのかかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発

【指標】健康サポート薬局の普及に向けた支援 ⇒ 推進する

かかりつけ薬剤師・薬局と健康サポート薬局

都では、都民が安心して健康な生活を送れるよう、地域医療の一翼を担う「かかりつけ薬局」の機能向上支援に取り組んでいます。国の薬局業務運営ガイドラインに基づき、「かかりつけ薬局指針」を策定し、薬局が自主的に個々の実情に応じた機能の充実・強化に取り組み、付加価値の高い地域の特性を活かした特色ある薬局づくりをすることを目的としています。

そして平成28年2月、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」の基準が国から公表されました。この基準に適合し、保健所へ届け出た薬局は「健康サポート薬局」との表示ができ、手続きをした上で薬局機能情報検索システムに公表されます。都民の皆さんがニーズに合った信頼できる「かかりつけ薬局」を選ぶ際に参考にさせていただくことができます。

<かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局を持つこと、健康サポート薬局利用のメリット>

✓薬歴（薬の服用履歴）の管理

複数の医療機関を受診している場合など、同種同効薬の重複投与や相互作用のある危険な飲み合わせの有無等のチェックができます。

✓薬・健康に関していつでも何でも相談できる！

薬局と薬剤師が患者さんの薬や体調について継続的に把握しているため、薬の副作用に限らず、気になることはいつでも（休日や夜間でも）相談でき、適したアドバイスを受けられます。

処方薬のほか、市販薬やサプリメント、食事・運動など健康全般の相談ができます。

✓医療機関等と連携しています

薬による副作用・アレルギー等の情報を処方医にフィードバックし、安全な治療をサポートします。また、薬の服用状況を確認し、飲み残しの余った薬（残薬）の管理・調整を行います。必要時は訪問看護ステーションやケアマネージャーとも情報共有します。

✓健康サポート機能の充実

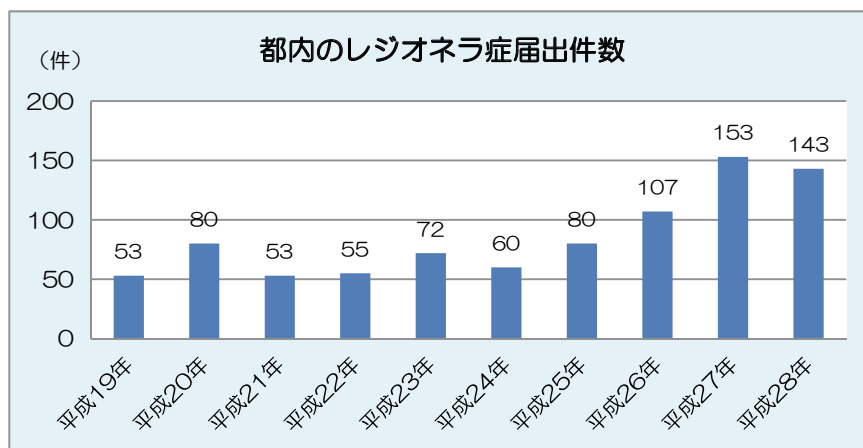
患者さんからの相談を受けるだけでなく、患者さんと関わる方々の健康を守るために積極的な支援（栄養相談や骨密度測定などのイベント開催等）と情報発信を行います。



4 生活環境衛生対策の推進

現 状

- 住民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、プールなどの生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持・向上を図るため、保健所は、立入検査や講習会等を開催するとともに営業者の自主管理を支援しています。
- 重篤な肺炎などを発症するレジオネラ症^{*1}は、患者数が毎年増加し、平成28年には都内の患者数は140名余りとなっています。国内では主に入浴施設等を発生源とした感染事例が報告されており、死亡した例もあります。
保健所は、公衆浴場施設等に立入検査を行い、浴槽水の消毒、レジオネラ属菌の温床となる配管やろ過機の洗浄など適切な維持管理を指導するとともに、講習会等を開催し、レジオネラ症の発生予防の取組を行っています。
また、公衆浴場法の適用を受けない社会福祉施設の浴槽も、レジオネラ属菌を発生させない適切な維持管理が求められています。



出典：感染症発生動向調査事業報告書（感染症発生動向調査年報）
東京都健康安全研究センター

- 地下水等を利用する水道施設は、農薬やクリプトスポリジウム^{*2}などの汚染の危険があるため、定期的な水質検査が必要です。小規模な貯水槽を有する施設は維持管理が十分とは言えないため、保健所のきめ細かな指導が求められています。飲用井戸は衛生的な管理とともに、有機溶剤等の汚染の危険があるため、定期的な水質検査により飲み水の安全を確認する必要があります。
- 平成26年8月に、約70年ぶりに国内発生したデング熱^{*3}やジカウイルス感染症^{*4}など蚊が媒介する感染症に対応するため、都は、平成27年に東京都蚊媒介感染症行動計画を策定し、感染症発生時の具体的な対応等を定めるとともに、都内の公園等の蚊のサーベイランス^{*5}を強化しています。
蚊の発生を防止し感染症を予防するためには、幼虫（ボウフラ）の発生防止や蚊

に刺されない対策に取り組む必要があります。

- また、近年、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）^{※6}やダニ媒介脳炎^{※7}などダニ媒介感染症による死亡事例も発生していることから、ダニの生息する草むらややぶなどに入る場合には、ダニに咬まれない対策が重要です。
- 住まいには、寝具のチリダニ、浴室のカビ、換気不足、建材等から放散される有害化学物質など居住環境に係る様々な問題があります。都は、平成28年度に「健康・快適居住環境の指針」を改定し、快適な居住環境の確保に向けた普及啓発、相談に対応しています。
また、多くの人々が利用する事務所や店舗等においても、良好な空気環境や衛生的な水質等の確保が求められています。
- 動物の愛護と管理については、都は人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物の殺処分減少に向け、適正飼養・終生飼養に関する普及啓発や新しい飼い主に飼養を引き継ぐ譲渡の推進を重点的に進めています。
市では、「飼い方教室」等を通じて飼い主の責務等について普及啓発を行うとともに、去勢・避妊手術費用の助成など、動物が受容される地域づくりに向けた取組を行っています。

課 題

- 生活衛生関係営業施設への監視指導及び自主管理体制の充実
- 公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の徹底
- 飲用水の安全確保に向けた取組の充実
- 蚊やダニ媒介感染症の発生防止に向けた普及啓発の充実
- 快適な居住環境の確保に向けた取組の充実
- 動物の適正飼養・終生飼養に向けた普及啓発の充実

今後の取組

1 生活衛生関係営業施設への監視指導及び自主管理体制の充実

保健所は、生活衛生関係営業施設に対する定期的な立入検査や講習会、維持管理状況の報告等により施設の衛生確保を図ります。

2 公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の徹底

保健所は、公衆浴場等への立入検査を行いレジオネラ属菌の水質検査を実施するとともに、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては衛生管理の徹底を指導し、公衆浴場等に起因するレジオネラ症の発生防止の取組を行います。

レジオネラ症患者が発生した場合は、関係機関と連携し、原因の特定に努めると

ともに、感染防止の措置を講じます。

3 飲用水の安全確保に向けた取組の充実

保健所は、専用水道^{※8}に対して定期的な立入検査等を行うとともに、施設が毎月行う水質検査の報告を確認します。特定小規模貯水槽水道^{※9}に対しては、貯水槽の清掃、点検などの管理状況等の報告を確認することにより飲用水の安全を確保します。飲用井戸に対しては、点検や水質検査など井戸の衛生的な管理について普及啓発を図ります。

4 蚊媒介感染症等の発生防止に向けた普及啓発の充実

保健所や市は、蚊やダニ媒介感染症の発生防止を図るため、各種媒体を通じて、蚊の発生防止と蚊に刺されない、ダニに咬まれない対策等について普及啓発を図ります。

5 快適な居住環境の確保に向けた取組の充実

保健所は、「健康・快適居住環境の指針」等を参考に居住環境に係る様々な相談に対応します。多くの人々が利用する特定建築物^{※10}に対し立入検査や講習会等を行い、良好な室内環境等を確保します。

6 動物の適正飼養・終生飼養に向けた普及啓発の充実

市は、飼い主に対しての講習会実施や啓発看板の貸出・設置等を関係機関と連携して行い、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、地域の方々の意識向上を図ります。

重点プラン

公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の徹底

【指標】 公衆浴場、加温プール等におけるレジオネラ症予防対策

⇒ 徹底する

※1 レジオネラ症：レジオネラ属菌の感染によって起こる感染症。このうちレジオネラ肺炎では、腎不全や多臓器不全を起こして死亡する場合もある。感染症法において、患者を診察した医師は最寄りの保健所長を経由して知事に届出が必要とされている。

※2 クリプトスポリジウム：クリプトスポリジウムは多くの哺乳動物の胃や小腸の粘膜に寄生する原生動物（原虫）。クリプトスポリジウムに汚染された生水などの経口摂取によって激しい下痢や腹痛が起こる。水道施設においては通常の塩素消毒では殺菌できないため、膜ろ過や紫外線殺菌等で処理する。

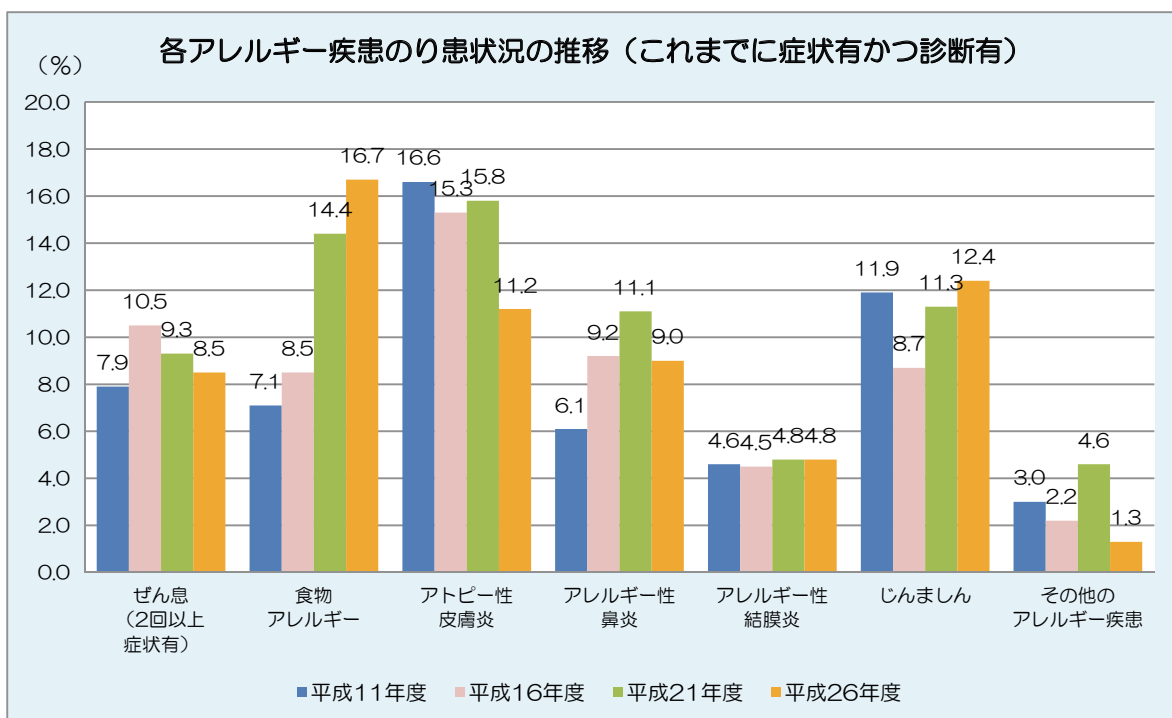
第2部 各論 第2章 健康危機管理体制の充実

- ※3 デング熱：デングウイルスを持った蚊が人を吸血することで起こる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。東南アジア、南アジア、中南米などで流行
- ※4 シカウイルス感染症：シカウイルスを持った蚊が人を吸血することで起こる感染症。感染しても症状がないか、症状が軽いため気付きにくいこともあるが、妊娠中にシカウイルスに感染すると、胎児に小頭症等の先天性障害をきたすことがある。アフリカ、中南米、アジア太平洋地域などで流行
- ※5 蚊のサーベイランス：公園等に蚊の捕集装置を設置し、捕集した蚊の種類と数及びデングウイルス等の感染症病原体を調べる。平成27年度より蚊を捕集する公園等の施設に従来の16施設から新たに9施設を追加
- ※6 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）：2011年に初めて特定されたSFTSウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染するダニ媒介感染症。主な症状は発熱と消化器症状で、重症化し、死亡することもある。
- ※7 ダニ媒介脳炎：日本脳炎と同じ分類（属）のフラビウイルスを保有するマダニに刺咬されることによって感染する。日本国内では、北海道の一部地域においてダニ媒介脳炎ウイルスが分布していることが明らかになっている。
- ※8 専用水道：寄宿舍、社宅、療養所等において100人を超える居住者に給水する水道、又は飲用等人の生活用水として1日最大給水量が20m³を超える水道施設
- ※9 特定小規模貯水槽水道：貯水槽を設けて給水する施設のうち、水道法の対象となっていない受水槽容量が5m³から10m³のもの及び学校・病院等に給水するもの。
- ※10 特定建築物：建築物における衛生的環境の確保に関する法律で定められた大規模な事務所、店舗等

5 アレルギー対策の推進

現 状

- 都におけるアレルギー性疾患のり患者数は、全国平均に比べて高い傾向にあり、（平成 13 年 6 月「都におけるアレルギー性疾患対策の在り方最終報告」、平成 26 年度に都で実施した「アレルギー疾患に関する 3 歳児全都調査」によると、食物アレルギーは一貫して増加傾向にあります。



出典：「アレルギー疾患に関する 3 歳児全都調査」東京都福祉保健局

- 平成 28 年度の調査では、都民の 2 人に 1 人が花粉症と推計され、多くの都民が花粉症に悩まされています。
- 都では、平成 29 年度に「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定し、東京都アレルギー情報 navi の開設や「健康・快適居住環境の指針」の改定、アレルギー相談実務研修の実施等の総合的な対策を行っています。
- 保健所では、講習会等の場を活用した給食施設に向けた情報提供やアレルギー物質などについての食品衛生法に基づく表示の監視、花粉飛散状況調査、良好な室内環境確保の指導を行っているほか、アレルギー性疾患のある子供に関わる地域関係者を対象に、疾病の理解と緊急時対応等知識の普及を目的とした講演会を開催しています。
- 市では、アレルギー性疾患のある子の保護者等を対象とした講演会を開催してい

ます。

課 題

- アレルギーに関する知識やその対策の普及啓発の充実
- アレルギー発生時の対応力の向上

今後の取組

1 アレルギーに関する情報提供及び普及啓発の充実

(1) 保健所は、食品衛生講習会等を通じて「特定原材料」(アレルギー物質)の適正表示について、事業者の意識向上を図ります。

また、栄養管理講習会等を通じて、特定給食施設等の関係者に対して適切な情報提供に努めます。

(2) 保健所は、花粉症や花粉を避けるための生活の工夫などの普及啓発を図るとともに、花粉の飛散予測の情報に資するため、花粉飛散量の測定を行い、地域の花粉飛散状況等の情報をホームページ等を通じて提供していきます。

(3) 市及び保健所は、広報紙や各種保健事業等を通じて、住民に対して、アレルギーに関する知識やその対策の普及啓発に努めます。また、医療機関と連携し、専門医療機関や患者会等の情報提供に努めます。

2 地域におけるアレルギー疾患関係者の人材育成

保健所は、各種施設職員へのアレルギー教室・講演会等により、アレルギーに関する知識・情報提供を推進し、利用者(保護者など)からの相談への対応や指導など適切な対策を講じることができる人材を育成していきます。

重点プラン

アレルギーに関する情報提供及び普及啓発の充実

【指標】 アレルギーに関する情報提供及び普及啓発 ⇒ 充実する

東京都アレルギー情報 navi.

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy)

都民のアレルギー疾患患者は、増加傾向にあります。平成 26 年度に都が実施した「アレルギー疾患に関する 3 歳児全都調査」では、3 歳までに何らかのアレルギー疾患を診断された子供は約 4 割という結果でした。特に食物アレルギーについては、調査を開始した平成 11 年の調査から一貫して増加しています。また、平成 28 年度に都が実施した「花粉症患者実態調査」では、都内におけるスギ花粉症推定有病率も前回調査より上昇しました。

このような状況の中、都民や保育施設・医療機関等に従事する方々にアレルギー疾患に係る基礎知識、対応・対策、緊急時の対応、ガイドラインや出版物等について、最新情報をタイムリーに提供するため、平成 29 年に『東京都アレルギー情報 navi.』を開設しました。



『東京都アレルギー疾患対策推進計画』

本計画は、アレルギー疾患対策基本法に基づき、都におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進するための計画です。本計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間です。施策を 3 つの柱にまとめ、総合的に展開していくものです。

【施策】

< 施策の柱Ⅰ…適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進 >

- 施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等
- 施策 2 大気環境の改善
- 施策 3 花粉症対策の推進
- 施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策
- 施策 5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等

< 施策の柱Ⅱ…患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備 >

- 施策 6 医療従事者の資質向上
- 施策 7 専門的医療の提供体制の整備
- 施策 8 医療機関に関する情報の提供

< 施策の柱Ⅲ…生活の質の維持・向上を支援する環境づくり >

- 施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実
- 施策 10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上
- 施策 11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進
- 施策 12 災害時に備えた体制整備

6 感染症の予防と対応

現 状

1 感染症と予防対策の現状

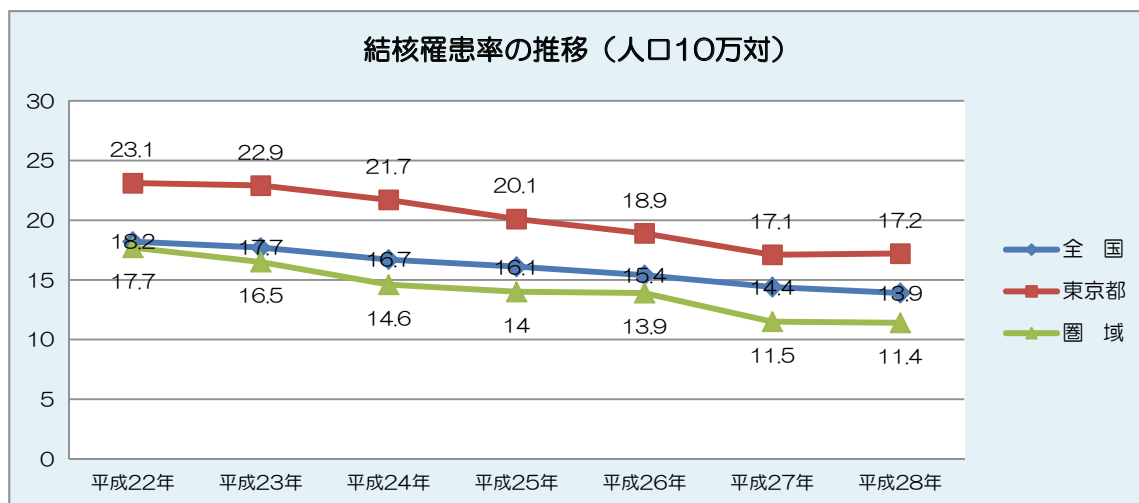
- 医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されたと考えられていましたが、交通手段の発達による国際的な人・物の移動、開発による環境変化等により、これまでになかった感染症（新興感染症）が出現し、また、近い将来克服されると考えられてきた感染症（再興感染症）が再び脅威をもたらしています。
- こうした感染症を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 10 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が制定され、その後、4 回の改正が行われ、感染症を取り巻く体制整備が進められてきています。
- 平成 24 年 9 月以降、中東呼吸器症候群（MERS）は サウジアラビアやアラブ首長国連邦など中東地域で広く発生しており、その地域を訪れた人が、帰国後、発症するケースが多数報告され、平成 26 年には、二類感染症に「鳥インフルエンザ（H7N9）」及び「中東呼吸器症候群（MERS）」が追加されています。
- また、平成 26 年には、国内でデング熱に感染した患者が約 70 年ぶりに東京都において報告されました。また、デング熱と同様に蚊が媒介する感染症であるジカウイルス感染症も、平成 28 年 2 月から感染症法の四類感染症に指定され全数報告の対象となりました。
- 保健所においては、感染症の発生予防、まん延防止を目的に、感染症に罹患した患者の療養支援や家庭、学校・施設等への二次感染予防の訪問調査、指導を行うとともに、平常時から福祉施設等集団感染が起こりやすい施設への状況調査や健康教育を行っています。
また、感染症予防対策として、普及啓発活動のほか、感染症動向調査を基に管内の感染症発生状況を毎週、関係機関や住民へホームページによる情報提供を行うサーベイランス事業を実施しています。特に八王子市保健所では、八王子市医師会と協働して独自の「八王子市小児感染症サーベイランス」を運用し、情報発信しています。

2 結核と拡大防止対策の現状

- 結核については、平成 11 年の「結核緊急事態宣言」以降、結核対策の強化が図られてきました。平成 17 年には、結核予防法の中に DOTS^{*1} が明文化され、確実な服薬支援が求められるようになり、また、平成 19 年には、結核予防法が廃止され、感染症法の中で二類感染症として位置付けられ、総合的な対策を実施していくこと

となりました。

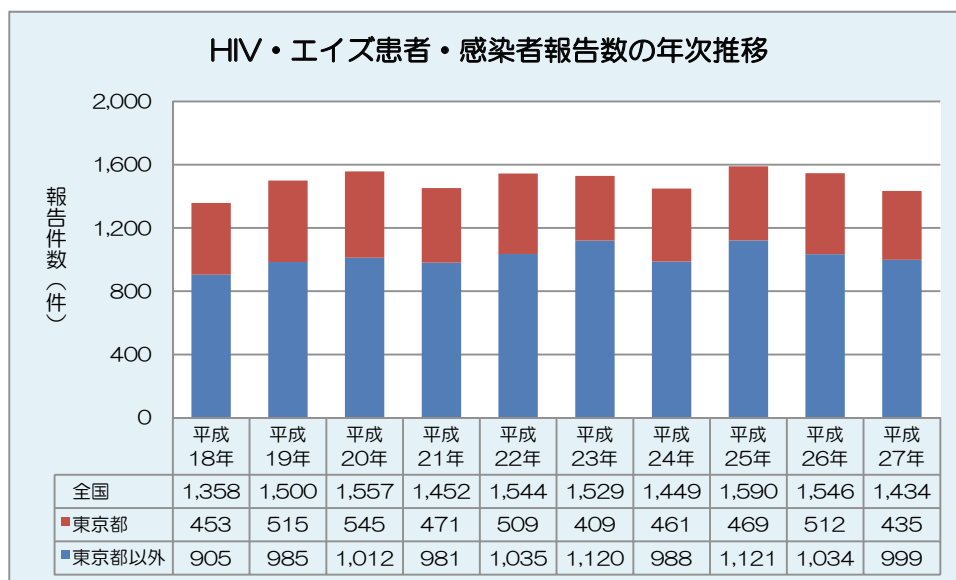
- 都においては、新規登録患者数や結核り患率は減少傾向となっておりますが、平成28年の新規登録患者数自体は2,300人を超えており、全国の罹患率よりも高い状況です。



出典：「東京都における結核の概況 平成22年～平成28年」東京都健康安全研究センター

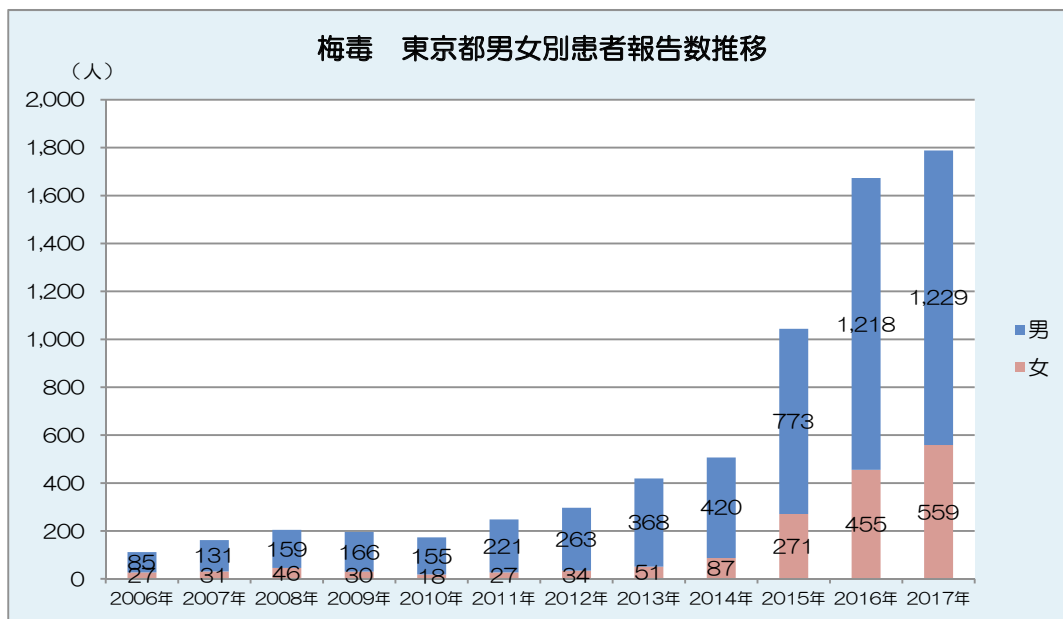
- 都では、20代から40代の比較的若い世代からの結核の発病が多くみられ、その半数は、これまでの結核対策の重点対象とみなしていなかった常勤労働者でした。特に、周囲に感染させる恐れが高い職種（教職員、保育士、塾職員等）であるデンジャークラスへの対策が不十分であることがわかり、平成24年に「東京都結核予防推進プラン」を改定し、この中で、きめ細かなDOTS対策の強化を進めています。
 - 一方では、大学生等、若者世代や外国人など支援方法に工夫を要する対象者もあり、関係機関と連携しながら服薬完了に向けた支援を行っています。また、若者世代は、周囲への感染リスクも高く、集団健診についても確実に対象者を選定し、実施できるように取り組んでいます。
 - また、近年、既感染率が高い高齢者がいる施設や精神科医療機関での集団発生の報告が続いており、院内感染、施設内感染対策が必要となっております。都保健所では、平成29年度に管内5か所の精神科病院において、結核の早期発見、集団感染予防等のための地域連携の推進を図るために実態調査を行い、関係者向けの講演会や精神科病院相互の情報交換の場としての連携会議を開催しました。
- 3 エイズ等性感染症と予防対策の現状
- 都におけるエイズ患者、HIV感染者報告数は全国と同様に横ばいで推移しており、全国の約30%を占めています。感染者は20代から30代、エイズ患者は、30代

から40代が多いことから、若い世代の予防教育は、引き続き強化していく必要があります。また、青少年以外の個別施策層^{※2}（外国人、MSM^{※3}）に対しては、その特性を踏まえ、きめ細かく効果的な施策を、NGOと連携し、実施することが重要です。



出典：東京都福祉保健局ホームページ「エイズについて エイズに関するQandA」

- 都では、大学生を中心にエイズ・ピア・エドューケーターを育成し、エイズをはじめとした性感染症の予防教育として、同年代の仲間から伝えるエイズ・ピア・エドューケーション事業^{※4}を実施しています。また、HIV/エイズに関する啓発番組をインターネット配信するなど、若い世代に身近な手段で予防啓発活動を行っています。
- 南多摩保健医療圏においては、多くの大学があり、大学への普及活動や大学を中心としたエイズ・ピア・エドューケーションを展開しています。また、各保健所においては、HIV検査を行い、予防の大切さについて啓発をしています。
- 近年、全国で梅毒患者報告数が増加しています。平成29年の東京都患者報告数は1,788人と過去10年間で最多となっており、男女ともに増加しています。特に女性の割合が増加しており、男性は20～50歳台に多く、女性は20歳台で急増しています。



出典：東京都感染症情報センターホームページ「梅毒の流行状況」

- 妊婦が梅毒に感染すると、胎盤を通して胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡や奇形が起こることがあるため、近年の梅毒患者の増加により、先天性梅毒の発生数の増加が危惧されています。また、梅毒に感染していると HIV にも感染しやすくなるため、予防啓発を行うことが重要です。

4 予防接種の現状

- 予防接種は、多くの疾病の流行防止に成果を上げ、感染症対策の重要な役割を果たしています。近年は、平成 25 年 4 月の予防接種法の改正により、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症^{*5}、平成 28 年 10 月の改正では、B 型肝炎が定期予防接種となりました。

予防接種の種類が増加や多様化が進む中、住民に対するワクチンの効果や副反応についての正しい知識・情報の普及が重要です。また、平成 29 年 4 月の改正では、日本脳炎の 2 期の特例対象者に対する定期接種の積極的な勧奨が定められています。

- 市は、予防接種事業を実施しており、母子保健事業と連動し、予防接種率の向上に努めています。

課 題

- 感染症発生時の迅速な初動体制の整備
- 感染症の流行状況に合わせた普及啓発活動を充実強化
- 患者に応じた DOTS 方法を推進
- 結核接触者健診対象者への健診の理解促進
- 早期発見のための結核の普及啓発

- 若者世代へのエイズをはじめとする性感染症予防行動の意識化
- 定期予防接種未接種者への勧奨

今後の取組

1 感染症情報を収集・分析し、関係機関や住民への情報提供の充実

- (1) 保健所は、感染症発生動向調査を基にホームページを通じて定期的に情報提供をします。
- (2) 保健所は、流行状況に応じて感染症情報を発信します。

2 感染症集団発生の予防と拡大防止のための取組の推進

- (1) 保健所は、集団発生時には施設に出向き、感染拡大防止のための支援を行います。
- (2) 保健所は、社会福祉施設、教育機関、医療機関等各施設が主体的に感染症対策に取り組むための研修を実施するなど、理解を深めます。

3 結核の感染拡大防止のための早期発見と治療終了支援

- (1) 保健所は、患者の背景に応じた DOTS を推進します。
また、保健所は、DOTS アセスメントに基づき、生活状況に応じた服薬支援を行います。その際、地域の DOTS 支援機関と連携し、治療終了に向けた支援を行っていきます。
- (2) 保健所は、接触者健診を確実に実施し、患者の早期発見に努めます。
- (3) 保健所は、定期健康診断や早目の受診勧奨等により、早期発見できるよう住民や関係機関への普及啓発を充実します。

4 若者へエイズ予防・性感染症予防に係る普及啓発の促進

保健所は、圏域内の大学と連携したエイズ・ピア・エデュケーション活動や情報紙、ホームページを通じた広報活動等により、エイズ・HIV 検査、梅毒等感染症についての普及啓発を強化していきます。

5 定期予防接種の確実な実施

市は、予防接種未接種者を把握し、勧奨をしていきます。

重点プラン

結核の感染拡大防止のための早期発見と治療終了支援

【指標】 患者の背景に応じた DOTS の実施 ⇒ 推進する

- ※1 DOTS : Directly Observed Treatment Short course の略。直接服薬確認療法。患者の服薬を支援者が直接確認し、治療の完遂、結核の二次感染の防止を図ること。
- ※2 個別施策層：感染の可能性が懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人
- ※3 MSM：男性間で性行為を行う者（Men who have Sex with Men の略）
- ※4 エイズ・ピア・エデュケーション：同世代の若者に対して、エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動
- ※5 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、厚生労働省の取扱要領に基づき、現在、積極的な接種勧奨が差し控えられている。